

旭川市道路除雪機械購入補助金 の御案内

旭川市では、安定した除排雪体制を確保するため、市道の除排雪業務を行う事業者の方が、道路除雪機械を購入するときの費用の一部を補助します。

追加募集期間 令和8年5月1日（金）～令和9年2月26日（金）迄

※予算額に達した場合は、受付を終了いたします。

補助対象者	○旭川市の総合除雪維持業務（市道の除排雪）を受託する事業者 上記の事業者と契約し除排雪作業を実施する事業者（下請けの方）は、対象となりません
補助対象機械	○除雪グレーダ、除雪トラック、ロータリ除雪車の新車又は中古車
補助対象経費	○補助対象機械の購入費 機械の納入費用や登録料、保険料等の諸費用は経費に含みません
補助金額	○補助率 対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て） 既存機械の売払い（下取り）がある場合は、売却額を差し引きます ○上限額 新車 300万円 中古車 200万円
補助の条件	○補助事業の完了から5年間は、補助対象機械を使用し旭川市の市道の除排雪を行わなければなりません ○中古車の場合は、初年度登録から20年以内を原則とし、超える場合には10年程度除雪業務への使用が見込まれる機械とすること ○購入する機械には、補助金の交付を示す管理番号を標記する必要があります
申請方法	○申請書に必要書類を添えて雪対策課へ持参してください
その他	○購入する機械は、遅くとも令和9年3月31日までに実績報告書を提出する必要があります（納車遅延等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません）ので、申請時には、機械の車検登録や納車、支払いが令和8年度中に可能かどうか、十分に確認してください

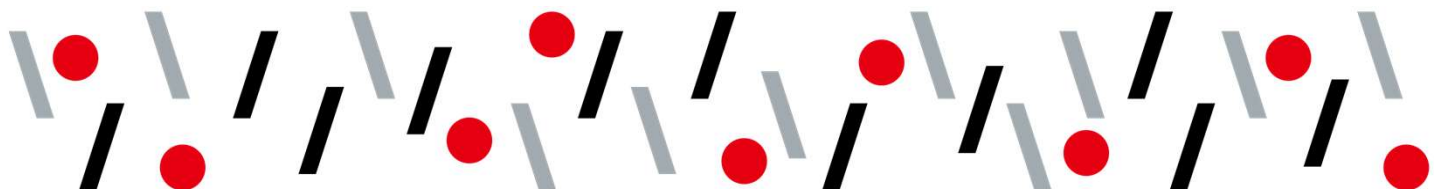
申請・
お問合せ先

旭川市土木部雪対策課

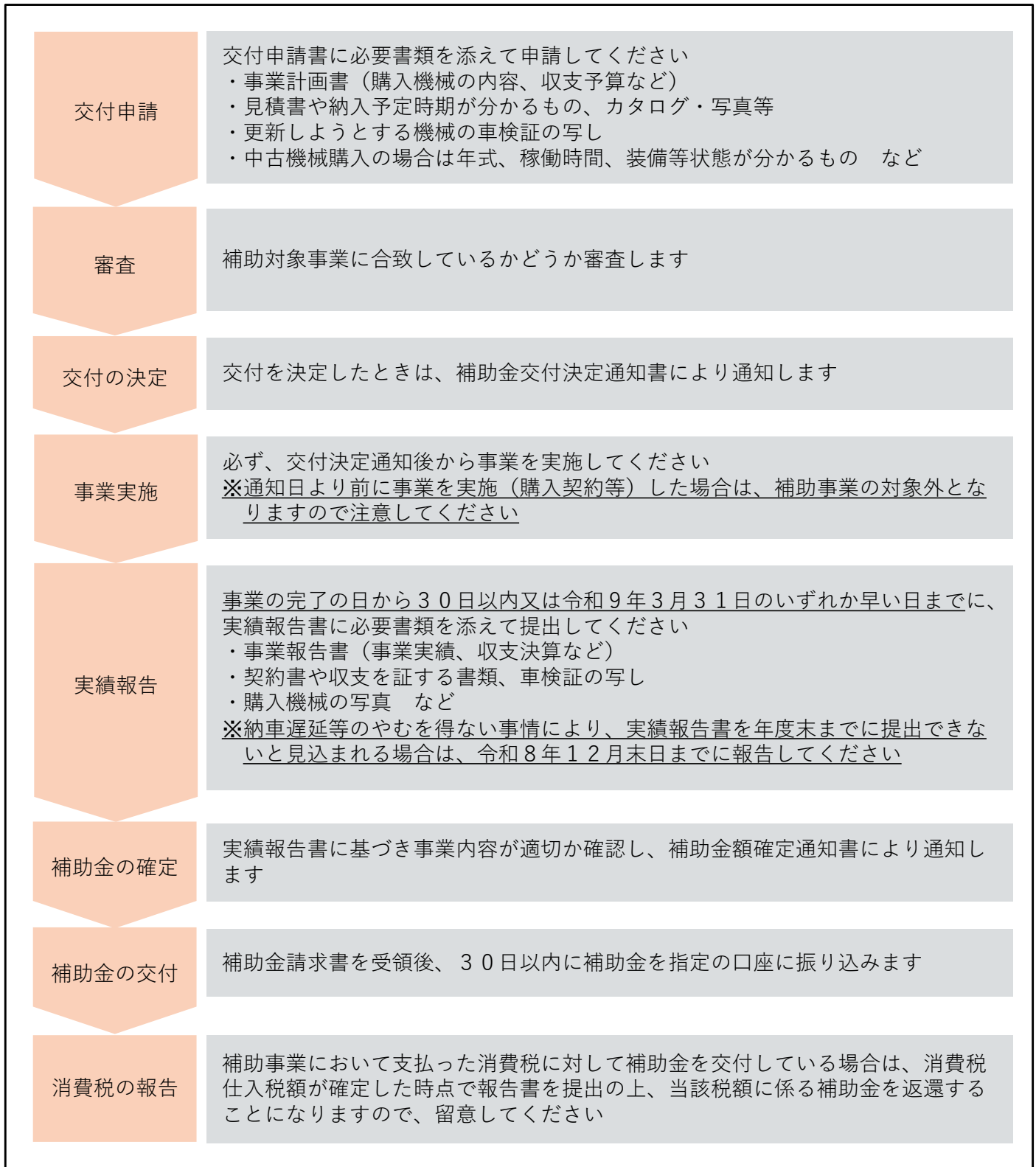
旭川市東旭川町下兵村6番地の2 土木事業所2階

電話：36-0378 FAX：36-4521

E-mail：yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp



補助金の申請～交付の流れ



補助金の概要や交付要綱、様式などの詳細は、
旭川市ホームページでご確認ください

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d083685.html>

